

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省貿易経済協力局投資促進課）

制 度 名	BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）を踏まえた国内の制度整備に係る配慮								
税 目	法人税 （過大支払利子税制）租税特別措置法第 66 条の 5 の 2、 第 68 条の 89 の 2、 （移転価格税制）租税特別措置法第 66 条の 4、第 66 条の 4 の 3、 第 67 条の 18、第 68 条の 88、第 68 条の 107 の 2 所得税 （移転価格税制）第 40 条の 3 の 3、第 41 条の 19 の 5								
要 望 の 内 容	<p> 昨今、「BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクト」において国際課税ルールの見直しの議論が行われているところ、この議論を踏まえた国内での制度整備の検討に当たっては、結果として日本企業等の健全な投資を阻害することがないように、ビジネス実態に配慮すべきである。特に、過大支払利子税制や移転価格税制（所得相応性基準の導入等）等、国内制度の見直しの検討に当たっては、企業に過度な負担を与えないように配慮すべきである。 </p> <table border="1" data-bbox="873 976 1482 1142"> <tr> <td data-bbox="873 976 1195 1030">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1195 976 1482 1030">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="873 1030 1195 1084">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1195 1030 1482 1084">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="873 1084 1195 1142">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1195 1084 1482 1142">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。</p> <p>国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、過度な租税回避行為を防止するため、OECD/G20 において、国際課税制度の調和に向けた取組（BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクト）が開始された。平成 27 年 10 月には、15 の行動計画からなる BEPS プロジェクトの最終報告書が公表され、各国において報告書の内容に基づいた制度整備が求められている。我が国における制度整備の検討に当たっては、日本企業等の健全な投資を阻害することがないように配慮をしつつ、国際的な租税回避の防止と、事業環境のイコールフットィングの実現を図ることが重要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>事業環境の国際的なイコールフットィングの観点から考えれば、BEPS プロジェクトを通して課税ルールを見直し、一部の欧米多国籍企業が行っている過度な租税回避行為を防止することは非常に重要である。</p> <p>一方、我が国における制度整備の検討に当たっては、ビジネス実態を踏まえた適切な課税ルールを構築する必要がある。課税制度による過度な負担を課すことなく、日本企業等の健全な投資を阻害することがないようにしなければならない。</p>	
	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>対外経済 －海外市場開拓支援</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善</p>
今回の要望に	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>－</p>	

関連する事項		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	日本企業の国際的な競争条件のイコールフットィング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	BEPS プロジェクトの最終報告書を踏まえた国内制度整備の検討が求められる状況において、日本企業の国際的な競争条件のイコールフットィング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止を考慮した制度設計の検討を求めることは妥当。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		—	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>—</p>